

事務連絡
平成21年11月26日

各都道府県介護保険主管部局長 殿

厚生労働省

職業能力開発局能力開発課長
老健局振興課長

訪問介護員養成研修課程における指定手続き等の柔軟な対応について（依頼）

厚生労働行政の推進については、日頃より御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、現下の厳しい雇用失業情勢の下、平成21年度第一次補正予算において、緊急人材育成・就職支援基金が創設され、当該基金に基づく事業として、雇用保険を受給できない方等を対象に職業訓練と訓練期間中の生活保障を提供する「緊急人材育成支援事業」（別添1）を7月より開始しているところです。

本事業については、平成21年10月16日閣議決定「平成21年度第一次補正予算の執行の見直しについて」において、執行停止等の措置が指示され、当初平成23年度末までの3年間の事業としていたものが、平成22年度末迄の事業とされたものの、その後は、平成23年度に恒久的な制度として創設を目指す「求職者支援制度」につなげていくこととされたところです。

本事業における職業訓練については、介護をはじめ、医療、情報通信分野等今後の雇用の受け皿として期待される分野において、その設定を重点的に推進することとしています。再就職の実現を目指し、職業訓練の受講を希望する失業者の方々の中には、訪問介護員養成研修2級課程（ホームヘルパー2級）等研修を希望する方も多く、こうした方々に必要な職業訓練を確保していくことが大きな課題となっているところです。平成21年10月23日に取りまとめられた「緊急雇用対策」（別添2）においても、年内に5万人の訓練定員を確保することが盛り込まれ、訓練実施機関における緊急的な取組を

推進していく必要があります。

つきましては、失業者の方々の一日でも早い再就職を実現するため、教育訓練機関等から新たな指定申請等があった際は、当該教育訓練機関等が速やかに訓練を実施できるようにするため、訪問介護員養成研修課程の指定事務を含めた訓練全体に係る審査期間をできる限り短縮することにご配慮願います。